

○総合型地域スポーツクラブ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツを通して市民の社会教育の振興及び健康の増進を図るため、総合型地域スポーツクラブ（以下「スポーツクラブ」という。）を運営するスポーツクラブに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 総合型地域スポーツクラブとは、地域におけるスポーツ振興と地域の活性化及び青少年の健全育成を図るために、各中学校区において、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味、関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動ができ、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことである。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、スポーツクラブの事業に要する経費（会場借上料、講師・指導者諸謝金等）の1/3以内とする。

2 補助額は、年間15万円を上限とし、3ヶ年を限度とする。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第4条 スポーツクラブは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金状況調べ（概算払の承認申請をする場合に限り。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

3 前2項に規定する申請書等は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更資金状況調べ(概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第8条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 スポーツクラブは、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第6号様式）する。

(請求)

第11条 スポーツクラブは、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 補助金の交付の目的を達成するため特に市長が認めるときは、概算払請求書（第7号様式）により補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、第11条又は前条による請求があった後に交付する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年4月1日告示第125—30号）

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。